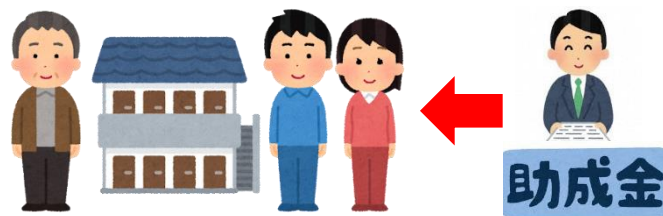




民間賃貸住宅の家賃を助成します

【家賃助成住宅の募集】

市営住宅入居要件に該当する方が、民間の賃貸住宅に入居する家賃を助成します。



1 事業の概要

民間賃貸住宅の所有者等からの申請を受けて登録した家賃助成住宅に入居した方へ家賃の一部を補助します。

2 事業の仕組み

- (1) 市が事業者及び対象住宅を認定、登録します。
- (2) 市が入居希望者を募集します。(ただし、市営住宅入居要件に該当する方に限ります。)
- (3) 住宅所有者と入居者が賃貸借契約を結びます。
- (4) 家賃月額4/5 (上限3万円) を助成します。
- (5) 年4回事後交付、原則5年間助成 (最長10年間)

3 認定事業者の要件

次のいずれにも該当する方

- (1) 賃貸住宅を所有又は管理し、賃貸をあっせんする方
- (2) 宅地建物取引業の免許を有している方

4 家賃助成住宅の基準

主に次の基準を満たすもの

- (1) 検査済証交付済み (建築基準法)
- (2) 新耐震基準適合
- (3) 消防設備等の設備要件を満たすこと
- (4) 床面積25㎡以上/戸
- (5) 家賃月額5万円以下
- (6) 都市居住区域内又は地域拠点内にあること 等

5 家賃助成住宅等の募集期間

随時募集中

6 登録から入居までの手続き等

主な手続き等は次のとおりです。

認定事業者、登録住宅の**募集** (市→民間事業者)



認定事業者、登録住宅の**応募** (民間事業者→市)

【取扱い事業者の認定申請】

- (1) 家賃助成住宅取扱認定事業者登録申請書
- (2) 賃貸住宅の所有者がわかる登記簿等の写し
- (3) 管理委任契約がわかる書類 (該当のみ)
- (4) 所有者又は管理者の宅建業免許証の写し

【家賃助成住宅の登録申請】

- (1) 家賃助成住宅登録申請書
- (2) 住宅の付近見取図及び平面図
- (3) 住宅の賃貸借契約書の案



事業者、住宅の**認定、登録** (市→民間事業者)



入居者**募集、申込み等** (市↔入居希望者等)

公募の上、抽選等により入居予定者を決定
ただし、廃止予定の市営住宅に入居している人を優先



住宅賃貸借の**契約締結** (住宅所有者↔入居者)

賃貸住宅の所有者と入居者が賃貸借契約を締結



家賃の**助成金交付** (市→入居者)

家賃月額4/5 (3万円上限)、年4回事後交付、
原則5年間 (廃止予定の市営住宅入居者は最長10年間)

【応募等窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

